

農作業時における周辺環境への配慮について(お願い)

東近江市農林水産部農業水産課

平素は、本市農業行政につきまして格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

農業者の皆様には、年間を通じ各種の作業に精励いただき感謝申し上げます。

近年は、農薬・化学肥料の削減や耕畜連携による有機農業の実践により、環境に配慮した農業を推進しています。農作業における土作りや耕運・植付け、そして収穫作業等は、農業を営むうえで必要不可欠なものでありますが、地域住民との環境調和や温室効果ガスの排出削減についても重要な農業施策であります。

つきましては、農作業時に環境関連で苦情のおそれとなる諸問題と対応例について、下記のとおりまとめましたので、農家の皆様で諸問題を共有し、対策を話し合ってくださいようお願いいたします。

記

作業項目	問題点と対応例
① 土づくり作業	牛糞や鶏糞等の散布による臭い ⇒ 散布後は、速やかに鋤すき込む。
② 耕運作業 (荒鋤き、分け田、 代掻き)	トラクターに付いた泥等が道に散在している。 ⇒ 極力、ほ場に土を落とし、ほ場から出る。 農業濁水を流している。 ⇒ 浅水での代掻き作業の励行と排水口(尻水戸)の止水
③ 防除作業 (麦・水稲防除)	散布の粒剤・粉剤が洗濯物や車に付着する。 ⇒ 防除実施日時の周知
④ 粃すり作業	集落内・住宅近辺での粃すりをする場合のほこりや粃すり機の騒音 ⇒ 粃かすの吐き出し口への囲いの設置や夜間作業の自粛
⑤ 麦わら・稲わら等の焼却	麦わら・稲わら等の焼却は、煙や臭いにより付近の交通の妨げや近隣住民に多大な迷惑をかけることになる。また、温室効果ガスも発生する。 ⇒ 焼却に対する規制は特に定められていないが、やむを得ず焼却を行う場合は、周囲への影響を考慮して風向や時間帯に十分配慮する。また、焼却を行わずに資源として有効活用するよう、ほ場へのすき込みを行い堆肥化を図る。
⑥ 耕作地の適正管理	住宅地周辺の農地が草刈りもされず放置され、虫が家に入ってくる。 ⇒ 定期的に草刈りを実施し、適正な管理をする。
⑦ 農業水利施設等の適正管理	農業水利施設がゴミや藻等により詰まった状態になり、道路等に水が流れ出る。 ⇒ 日常的に用排水施設の点検を実施し、適正な管理をする。

麦わら・稲わら等の鋤き込みにご協力を！

近年、農地で行う麦わら・稲わら等の焼却に対する苦情が増えています。

野外で廃棄物を焼却する「野焼き」につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により原則禁止されています。一方、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却に限り、「焼却禁止」の例外にされているところです。

しかしながら、規制の例外とされる稲わら等の野外焼却であっても、発生する煙や臭いにより住民の皆様が不快に感じられる事例もあることから、周囲の生活環境への影響が最小限となるよう、御理解いただくことが必要と考えています。実際に、住宅のすぐそばまで火の手が迫ったり、道路の交通渋滞を引き起こしたりするなどして、野焼きにより消防車が出動する事態も発生しています。

また、鋤き込みは温室効果ガスの削減にもつながります。

**推
奨**

東近江市では、周辺住民とのトラブルを回避し営農を継続していただくためにも、焼却を行わずに圃場への鋤き込みを行い、有効資源である麦わらや稲わらを堆肥として活用することを推進しています。

もしも…

やむを得ず麦わら・稲わら等を焼却しなければならない場合は、以下の点に配慮をお願いします。

焼却実施前の配慮について

- 1 焼却を行う前に、あらかじめ町内回覧等で住民に事前周知する。
- 2 水バケツやスコップなど、消火用具を準備する。
- 3 厚手の生地 of 衣類など、着火しにくい服装を着用する。
- 4 事前に消防署へ連絡する。

焼却実施時の配慮について

- 1 野焼きを実施する際は、風向きや風の強さ、時間帯等を考慮する。
- 2 一度に大規模な野焼きをする場合や小規模でも数か所で同時に野焼きを行う場合はすぐに消火できるような人数を確保する。
- 3 飛び火を防止するため、人を分散して配置する。
- 4 火を着けたら確実に消火するまでその場を離れないこと。

